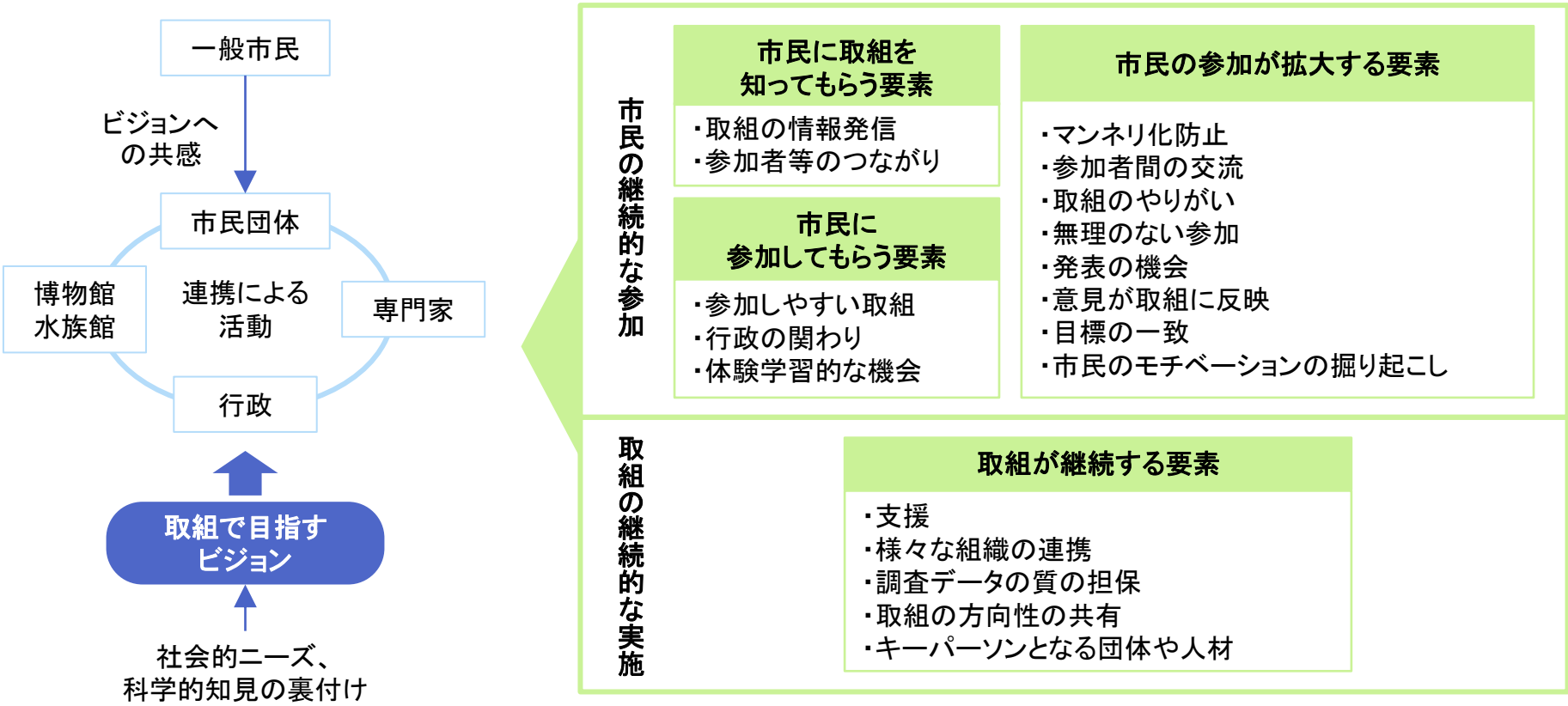


里海づくりを継続的に実施するために

市民参加と取組の継続に必要な要素

里海づくりを継続的に実施するために

- ① 市民参加と取組の継続的な実施に必要な要素を把握
- ② 活動を開始するにあたっての準備等の留意事項を確認
- ③ 「取組の方向性の共有」に資する評価手法を活用



① 市民参加と取組の継続に必要な要素の把握

必要な要素			具体例
市民に取組を知ってもらふ要素	取組の情報発信	活動の意義や成果についての情報をインターネット等の媒体を通して分かりやすく発信し、取組に気付いてもらうことで参加者が拡大する。	・ 結果発表会の開催案内チラシ作成 ・ 情報掲示板の活用 ・ 活動報告書の作成・公表 ・ 活動成果の発表会 ・ マスコミやHP、SNS等での情報発信 ・ 参加したイベント等での情報発信 ・ 連携団体を通じた調査参加の呼びかけ
	参加者等のつながり	取組の関係者のネットワークにより参加者が拡大する。	・ 関係者への周知（市民団体の横の繋がりを活用）
市民に参加してもらふ要素	参加しやすい取組	初心者でも問題なく参加できる取組内容である。	・ 調査対象種の絞り込み ・ 講師の招聘 ・ 解説ブック・解説シートの作成、配付 ・ 体験型イベントや健康増進、地域のコミュニティづくりの場の一環とするなど、市民に身近な活動の延長線上に生き物調査を位置付け、調査の敷居を下げる
	行政の関わり	取組に行政が関わっていることで、幅広い参加者を実現する。	・ 行政のネットワーク等を活用し、市民や研究者など幅広い参加を呼び掛ける
	体験学習的な機会	まず取組を体験してもらい、その後取組の意義等について学ぶ。	・ スタンプカード等を活用した環境問題への関心の高まり ・ 五感を活かした体験学習

① 市民参加と取組の継続に必要な要素の把握

必要な要素			具体例
市民の参加が拡大する要素	マンネリ化防止	取組に飽きさせないための工夫。	・ 毎年、調査テーマを変える
	参加者間の交流	参加者間の交流を促進する場を作り、良好な関係、信頼関係の構築につなげる。	・ エココミュニティ会議の活用
	取組のやりがい	取組成果が公開され、成果が研究や環境事業に役立っていることを実感することで、参加者の励みになり、活動意欲が増す。	・ 調査結果の公開
	無理のない参加	活動が楽しく、市民が無理なく参加できる。	・ リーダーや役員の負担の偏りを改善 ・ 自由な参加形態 ・ 仲間との交流を図る
	発表の機会	活動の成果などを、発表できる機会があると、発表自体が継続的な参加につながる。	・ 結果発表会の開催
	意見が取組に反映	取組に対して主体的に参加するようになり、モチベーションが向上する。	・ 参加者の意見を取組に反映させることによる取組場所への愛着の醸成 ・ 調査結果を参加者へフィードバック
	目標の一致	取組の方向性が統一され、まとまった活動となる。	・ 合意形成の場において共通の目標を確認する
	市民のモチベーションの掘り起こし	市民の生活に関わりが深い取組を取り入れることが市民の積極的な活動につながる。	・ 地域に応じた課題を話し合い、活動内容を決定
取組が継続する要素	支援	活動資金や活動への支援により、活動の停滞を防ぐ。	・ 専門家の参加による取組や、取りまとめ役としての支援 ・ 行政等による資金や人的支援
	様々な組織の連携	取組に対して様々な組織が活動に関わり、組織間で協力する。特に博物館や水族館との連携が非常に有効である。	・ 地域のネットワークによる活動の連携
	調査データの質の担保	調査データを活用可能な精度とすることで、研究者に継続して参加してもらう。	・ 専門家（研究者）の持続的な関与を確保 ・ 研究者や機関によるデータの活用が可能なように、調査結果を公開
	取組の方向性の共有	取組関係者間で取組の方向性が一致していることで、話し合いが円滑に行われ、連携等が順調に行われる。	・ 具体的な目標の設定
	キーパーソンとなる団体や人材	合意形成の場において取りまとめ役がいることで、取組の方向性が統一され、目標が共有化される。	・ 学識者やNPOの代表者等の経験者による調整やとりまとめ（促進者（ファシリテーター）や調整者（コーディネーター））

②活動を開始するにあたっての準備等の留意事項の確認

項目		具体例
☐	活動場所の利用者との関係構築	- 活動場所を利用している漁業者や保全活動を行っている団体等があれば、トラブル防止や連携の可能性も考慮して事前説明等を行い、良好な関係を構築することが望ましい。 - また、活動場所の区長や公民館等にも相談すると、地域住民を巻き込みやすくなる。 - 地域との繋がりが無い場合は、行政に仲介役として支援を求めることも有効。
☐	人的支援・組織連携の検討	- 調査や勉強会等の実施において、博物館や水族館、大学等の有識者や他の組織との連携を検討する。 - 有識者等との繋がりが無い場合は、環境省の環境カウンセラーの制度 (https://edu.env.go.jp/counsel/about) や自治体の環境アドバイザー制度（自治体によって名称が異なるため自治体のHP・担当窓口等を確認）の活用を検討や行政への相談も有効。
☐	安全管理計画検討	- 現地の状況と活動内容に応じた安全管理を検討し、必要な人員や資材等の整理を行う。 - 事前に現場を下見し、危険箇所やアクセスの状況、トイレの場所等を確認する。 - 熱中症や危険生物への対応を準備する。 - 潮汐表を確認したうえで、適切な調査時間帯を設定する。 - 緊急連絡先や病院等の情報を事前に確認し、事故発生時の対応手順を整理する。
☐	申請や届の確認	- 自然公園区域や港湾区域、漁業権が設定されている区域等では活動の規制が設定されている場合がある。そのため、事前に活動地域の区域指定等を確認し、必要な申請・届を行う必要がある。 - 区域の指定状況は、環境アセスメントデータベース (https://www2.env.go.jp/eiadb/webgis/index.html) や海洋状況表示システム（海しる） (https://www.msil.go.jp/msil/Htm/main.html?Lang=0) で確認することができる。 - 申請から許可までに数週間の時間を要するため、実施時期を考慮し計画的に進める必要がある。 【沿岸域で必要となる主な申請等】 - 自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の場合：作業内容により許可又は届出が必要な場合があるため、事前に環境省HP (https://www.env.go.jp/park/apply/index.html)、都道府県のHPや担当窓口で必要な手続きを確認する。 - 法律・条例に基づく区域の場合：海域では、海岸保全区域（海岸法）、港湾区域（港湾法）、漁港区域（漁港法）、港域（港則法）などの指定区域があり、作業内容により許可又は届出が必要な場合があるため、事前に港湾管理者や漁港管理者、または都道府県、海上保安庁のHP・担当窓口等で必要な手続きを確認する。 - 生物の採捕を行う場合：法律や都道府県の漁業調整規則等で使用できる漁具漁法、禁止区域等が定められているため、事前に都道府県の担当窓口に相談する。海面利用の基本的なルールや問い合わせ先等については水産庁のHP (https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html) を確認。 - 空中ドローンを使用する場合：飛行許可が必要な場合があるため、国土交通省のHP (https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html) を確認。
☐	資機材・場所、保険の準備	- 活動に必要な資機材や実施場所を確保する。必要に応じて保険への加入の準備を行う。 - 活用できる補助金や助成金等がないか、行政に相談することも有効。
☐	情報発信	- チラシ等の作成やSNS、イベント等での情報発信、関係者への周知を行い、参加者を広く募る。 - 行政のネットワーク等を活用し、市民や研究者など幅広い参加を呼び掛ける。